

○厚生労働省令第七十五号

確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百七十五号）の施行に伴い、並びに確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六条第一項、第七条第一項及び第二項、第十六条第一項、第十七条第一項、第五十五条第四項第二号、第五十七条、第六十条第二項及び第三項、第七十三条、第一百五条並びに第一百六条、確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第一条、第四条第二号、第二十四条第一項第四号、第四十五条第一項、第三項及び第四項、第四十八条並びに第五十四条の四、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第八十四条並びに中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第十七条第一項の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令

(確定給付企業年金法施行規則の一部改正)

第一条 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

三 給付の額の算定方法が第二十五条第四号に掲げる方法である確定給付企業年金(以下「リスク分担型企業年金」という。)とリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金とをそれぞれ実施する場合

第四条第三項中「費用の予想額」を「費用の通常予測に基づく予想額(以下「通常予測給付額」という。)」に改める。

第五条中「にあつては、第二号」の下に「、第五号及び第六号」を加え、同条第一号中「給付の設計の見直し」の下に「(リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金をリスク分担型企業年金に変更すること(次号及び第五号において「リスク分担型企業年金開始変更」という。))及びリスク分担型企業年金をリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金に変更すること(次号及び第六号において「リスク分担型企業年金終了変更」という。))を含む。」を加え、同条第二号中「減額すること」の下に「(リスク分担型企業年金開始変更又はリスク分担型企業年金終了変更を行った結果、給付の額が減額されることとな

る場合を含む。次号において同じ。）」を加え、同条に次の二号を加える。

五 当該規約の変更がリスク分担型企業年金開始変更を内容とするものである場合において、変更後のリスク分担型企業年金が第二十五条の二第一項第二号イに規定する場合に該当することとなること又は該当することとなる蓋然性が高いこと。

六 当該規約の変更がリスク分担型企業年金終了変更を内容とするものである場合において、変更前のリスク分担型企業年金が第二十五条の二第一項第二号ロに規定する場合に該当していること又は該当する蓋然性が高いこと。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、前条第五号又は第六号に掲げる理由により給付の額を減額する場合は、第一号及び第二号イに定める手続を要しない。

第七条第一項第四号中「限る。」を「限り、第九号に掲げる事項を除く。」に、同項第五号中「及び第九号に掲げる事項」を「並びに第十号に掲げる事項、第四十五条第四項に規定するリスク分担型企業年金掛金額及び第四十六条の二第一項に規定するリスク対応掛金額」に改め、同項第十二号を同項第十三号と

し、同項第九号から同項第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 第二十五条第四号に規定する調整率

第七条第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「前項第十二号」を「前項第十三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 前項第九号に掲げる事項

第八条第一項第六号中「場合」の下に「（第五条第五号又は第六号に掲げる理由により減額する場合を除く。）」を加える。

第十条第五号中「第七条第一項第十二号」を「第七条第一項第十三号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第七条第一項第九号」を「第七条第一項第十号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第七条第一項第九号に掲げる事項

第十二条中「第五条第二号」の下に「、第五号及び第六号」を加え、同条第一号中「第四号」の下に「から第六号まで」を加える。

第十五条第三号中「第九号」を「第十号」に、「第十一号及び第十二号」を「第十二号及び第十三号」に改める。

第十六条第二号中「場合」の下に「（第五条第五号又は第六号に掲げる理由により減額する場合を除く。）」を加える。

第十八条第三号中「第九号及び第十二号」を「第九号、第十号及び第十三号」に改める。

第二十五条中「いずれかの方法」の下に「（第六十五条に規定する簡易な基準に基づく確定給付企業年金の場合にあつては、第一号から第三号までのいずれかの方法）」を加え、同条に次の一号を加える。

四 令第二十四条第一項第一号から第三号まで及び前三号の方法により算定した額（次条において「調整前給付額」という。）に次条に規定する調整率（以下「調整率」という。）を乗じた額とする方法
第二十五条の次に次の一条を加える。

（調整率）

第二十五条の二 調整率は、リスク分担型企業年金を開始する日の属する事業年度以降の事業年度について、次のとおり定められるものとする。

一 リスク分担型企業年金を開始するとき又はリスク分担型企業年金を実施している場合であつて給付の設計を変更するとき（掛金の額に係る規約の変更を行う場合に限る。）における調整率は一・〇とする。

二 毎事業年度の決算及び財政計算を行うときに、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める基準を満たすように改定するものとする。

イ 積立金の額に第四十五条第四項に規定するリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を加えた額（以下この条において「給付財源」という。）が調整前給付額の通常の見込額に基づく予想額の現価に相当する額に財政悪化リスク相当額（第四十三条第一項に規定する財政悪化リスク相当額をいう。以下この号において同じ。）を加えた額を上回る場合 給付財源と通常見込給付額の現価に相当する額に財政悪化リスク相当額を加えた額が同額となること。

ロ 給付財源が調整前給付額の通常の見込額に基づく予想額の現価に相当する額を下回る場合 給付財源と通常見込給付額の現価に相当する額が同額となること。

ハ イ及びロ以外の場合 調整率が一・〇となること。

三 前号の調整率の改定は、当該事業年度の末日又は当該財政計算の計算基準日の属する事業年度の翌事業年度又は翌々事業年度以降の事業年度の調整率について行うものとし、当該翌事業年度又は翌々事業年度以降五事業年度については、調整率を段階的に引き上げ又は引き下げることができる。

2 リスク分担型企業年金を実施する事業主等が、その実施事業所を減少させる場合であつて当該減少に伴い当該リスク分担型企業年金の積立割合（調整前給付額の通常の見込額に基づく予想額の現価に相当する額に対する給付財源の割合をいう。以下同じ。）が減少すると見込まれるときには、前項の規定にかかわらず、積立割合が減少しないよう、当該実施事業所の減少に伴い資格を喪失する加入者に係る調整率を別に定めることができる。

第三十二条の二中「脱退一時金相当額等の額」の下に「（リスク分担型企業年金の場合にあつては当該脱退一時金相当額等の額に移換を受けたときの調整率及び一時金の支給の請求をしたときの調整率に應じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額）」を加える。

第三十二条の三中「脱退一時金相当額等の額」の下に「（リスク分担型企業年金の場合にあつては当該脱退一時金相当額等の額に移換を受けたときの調整率及び法第二十七条第二号から第五号までのいずれか

に該当することとなったときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額」を加える。

第三十八条第二項中「第四十六条第一項」を「第四十五条第四項に規定するリスク分担型企業年金掛金額、第四十六条第一項」に改め、「特別掛金額」の下に「、第四十六条の二第一項に規定するリスク対応掛金額」を、「それぞれ」の下に「、第四十六条の三の規定により計算した額とする方法」を、「計算した額とする方法」の下に「、第四十六条の二の規定により計算した額とする方法」を加える。

第四十三条の見出し中「基礎率」の下に「及び財政悪化リスク相当額」を加え、同条第一項中「給付に要する費用の額の予想額」を「通常予測給付額」に改め、「という。」の下に「及び通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額として厚生労働大臣の定めるところにより算定した額（以下「財政悪化リスク相当額」という。）」を加え、同条第三項中「基礎率は」を「基礎率及び財政悪化リスク相当額は」に改める。

第四十四条中「給付に要する費用の予想額の現価」を「通常予測給付額の現価に相当する額」に改める。
第四十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、リスク分担型企業年金にあつては、リスク分担型企業年金掛金額、その他の掛金の額に区分して定められなければならない。

第四十五条第二項各号列記以外の部分中「給付に要する費用の予想額」を「通常予測給付額」に改め、同項第二号中「費用の」の下に「通常予測に基づく」を加え、同条第三項中「標準掛金額が」を「掛金の額が」に改め、「必要な掛金の額に満たない場合に、当該基準に適合するため」を削り、同条に次の一項を加える。

4 第一項のリスク分担型企業年金掛金額とは、給付に要する費用に充てるため事業主が拠出する額であつて、第四十六条の三の規定に基づき定められる掛金の額をいう。

第四十六条第一項中「給付に要する費用の予想額」を「通常予測給付額」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(リスク対応掛金額)

第四十六条の二 第四十五条第一項の補足掛金額のうち財政悪化リスク相当額に係る掛金の額（以下「リスク対応掛金額」という。）は次の各号のいずれかの方法により計算されなければならない。

一 財政悪化リスク相当額から対応前リスク充足額（積立金の額並びに標準掛金額及び特別掛金額の予想額の現価に相当する額を合算した額から通常予測給付額の現価に相当する額を控除した額（当該額が零未満となる場合にあっては零とする。）をいう。）を控除した額（当該額が零未満となる場合にあっては零とする。）の範囲内において、あらかじめ計画的に掛金を拠出することが適当であるものとして規約で定める額（以下「リスク対応額」という。）を五年以上二十年以内の範囲内においてあらかじめ規約で定めた期間（以下「予定拠出期間」という。）で均等に拠出する方法

二 前号の方法で計算したリスク対応掛金額（以下この号において「下限リスク対応掛金額」という。）及び次の表の上欄に掲げる予定拠出期間ごとに同表の下欄に掲げる最短期間を予定拠出期間として前号の方法で計算したリスク対応掛金額（以下この号において「上限リスク対応掛金額」という。）を規約で定め、併せて、毎事業年度のリスク対応掛金額を下限リスク対応掛金額以上、上限リスク対応掛金額以下の範囲内において規約で定める方法

予定拠出期間	最短期間
九年未満	五年

九年以上十一年未満	六年
十一年以上十三年未満	七年
十三年以上十四年未満	八年
十四年以上十五年未満	九年
十五年以上	十年

三 リスク対応額（既にリスク対応掛金額として拠出した部分の額を除く。以下この号において同じ。

）に百分の十五以上百分の五十以下の範囲内において規約で定めた一定の割合を乗じて拠出する方法（毎事業年度のリスク対応掛金額を規約で定めることとし、リスク対応額が当該事業年度の標準掛金額以下となるときは、当該リスク対応額の全部をリスク対応掛金額とすることができるものとする。）

四 予定拠出期間において、次に掲げる要件を満たすようにリスク対応掛金額を定めて拠出する方法

イ リスク対応掛金額は、拠出開始後五年を経過するまでの間に定期的かつ引上げ額が経年的に大きくなならない方法で、段階的に引き上げられるものであること。

ロ リスク対応掛金額の予想額の現価に相当する額がリスク対応額を上回らないこと。

- ハ 予定拠出期間中の各期間におけるリスク対応掛金額について、あらかじめ規約に定めていること。
- 2 リスク対応掛金額の拠出が完了していない場合であつて、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときには、当該各号に定めるところによりリスク対応掛金額を変更することができる。
 - 一 財政計算を行い、新たに過去勤務債務の額が発生する場合 増加する特別掛金額の予想額の現価に相当する額がリスク対応掛金額の予想額の現価に相当する額の減少額を下回らない範囲内でリスク対応掛金額を減少させること。
 - 二 第五十条各号に掲げる場合（同条第四号ニに掲げる場合を除く。） 前項の規定に従い、リスク対応掛金額を計算すること。
 - 三 法第五十八条第一項の規定に基づく財政再計算において、財政悪化リスク相当額から対応後リスク充足額（積立金の額と標準掛金額、特別掛金額及び当該財政再計算による変更前のリスク対応掛金額の予想額の現価を合算した額から通常予測給付額の現価に相当する額を控除した額（当該額が零未満となる場合にあつては零とする。）をいう。次項において同じ。）を控除した額（当該額が零未満となる場合にあつては零とする。）が、前項の規定に基づきリスク対応掛金額を計算したとき（リスク

対応掛金額を変更した場合にあつては、当該変更のうちの直前の変更をしたとき）から増加する場合

当該増加した額を上回らない範囲で同項第一号のリスク対応額を定め、同項の規定に基づき計算したリスク対応掛金額に相当する額を変更前のリスク対応掛金額に加算すること。

- 3 法第五十八条第一項の規定に基づく財政再計算において、対応後リスク充足額が財政悪化リスク相当額を上回ることとなる場合には、上回らないようにリスク対応掛金額を減少させ、又はリスク対応掛金額の拠出を終了しなければならない。
- 4 特別掛金額の予定償却期間の残存期間はリスク対応掛金額の予定拠出期間の残存期間より短い期間でなければならない。

（リスク分担型企業年金掛金額）

第四十六条の三 リスク分担型企業年金を実施するとき又はリスク分担型企業年金を実施している場合であつて給付の設計を変更するとき（掛金の額に係る規約の変更を行う場合に限る。）におけるリスク分担型企業年金掛金額は、当該リスク分担型企業年金の掛金の額を第四十五条第一項の標準掛金額、補足掛金額その他の掛金の額に区分して定めることとしたならば当該実施又は当該変更による財政計算にお

いて計算されることとなる標準掛金額と補足掛金額とを合算した額とする方法により計算されなければならない。

2 リスク分担型企業年金掛金額を再計算する場合（前項の規定が適用される場合を除く。）におけるリスク分担型企業年金掛金額は、次の各号のいずれかの方法により計算されなければならない。

一 リスク分担型企業年金掛金額のうち前項の計算されることとなる標準掛金額について、当該計算されることとなる標準掛金額に係る第三十八条第一項第一号、第三号若しくは第四号の割合又は同項第二号の額を増加又は減少させる方法

二 当該再計算において計画的に掛金を拠出することが適当である額として規約で定める額を前条第一項第一号のリスク対応額とみなして同号の方法により計算した額を追加して拠出する方法

三 前二号の方法を組み合わせた方法

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由によりリスク分担型企業年金掛金額を再計算する場合には、当該各号に定める事業主のリスク分担型企業年金掛金額は、第一項の計算されることとなる標準掛金額と当該リスク分担型企業年金の掛金の額を第四十五条第一項の標準掛金額、補足掛金額その

他の掛金の額に区分して定めることとしたならば次の各号に掲げる事由による財政計算において計算されることとなる補足掛金額を合算した額とすることができる。

一 法第七十六条第一項の規定による基金の合併 当該合併により増加する実施事業所の事業主

二 法第七十八条第一項の規定による実施事業所の増加 当該増加する実施事業所の事業主

三 法第七十九条第一項の規定による他の確定給付企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継 当該加入者等を使用し、又は使用することとなった実施事業所の事業主

四 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第十七条第一項の規定による資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の引渡し 当該引渡しに関する申出に係る共済契約者であった事業主

業主

第五十二条第二項中「除く。」を「除く。」に改める。

第五十三条第一項中「給付に要する費用の額の予想額の現価から、標準掛金額と補足掛金額の合算額の予想額の現価」を「通常予測給付額の現価と財政悪化リスク相当額を合算した額から、掛金の額（標準掛金額及び補足掛金額を合算した額又はリスク分担型企業年金掛金額をいう。第三項において同じ。）の現

価に相当する額と財政悪化リスク相当額に対応するために追加的に拋出されることとなる掛金の額の予想額（同項において「追加拋出可能額」という。）の現価に相当する額を合算した額」に改め、同条に次の一項を加える。

3 追加拋出可能額の現価に相当する額は、財政悪化リスク相当額からリスク充足額（積立金の額と掛金の額の予想額の現価を合算した額から通常予測給付額の現価に相当する額を控除した額（当該額が零未満となる場合にあつては零とする。）をいう。）を控除した額（当該額が零未満となる場合にあつては零とする。）とする。

第五十五条第二項中「前項の額」を「法第六十条第三項の現価」に改め、同条に次の一項を加える。

3 リスク分担型企業年金を実施している場合にあつては、法第六十条第三項の現価の算定において、積立金の額を第一項に規定する予定利率及び予定死亡率並びに前項に規定する指標の予測を算定の基礎とするならば算定されることとなる法第六十条第三項の現価で除して得た率を計算の基礎とするものとする。

第六十三条第一項中「法第六十四条第一項」の下に「並びに第五十三条」を加え、同条第二項中「法第

六十三条」の下に「及び第五十五条」を加える。

第八十二条中「未満であること」の下に「（当該規約型企業年金が第八十四条の二第一項第三号イ又はロに掲げる確定給付企業年金である場合を除く。）」を加える。

第八十三条第一項第二号中「第四十五条第三項」を「第四十五条第六項」に改め、同条第三項中「並びに」を「、」に改め、「納付を受ける基金」の下に「並びにリスク分担型企業年金を実施する事業主等」を加え、同条第四項中「第四十五条第三項」を「第四十五条第六項」に改める。

第八十四条の見出し中「年金給付等積立金」を「積立金」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（運用の基本方針の作成又は変更にあたって加入者の意見を聴く方法）

第八十四条の二 令第四十五条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により加入者の意見を聴く場合には、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 規約で定めるところにより加入者の代表者を選任し、必要に応じて当該代表者が参画する委員会を設置して次に掲げる措置を講ずる方法

イ 基本方針を作成又は変更する際に、当該代表者に意見を述べる機会を与えること。

ロ 年一回以上、基本方針に関して、当該代表者に意見を述べる機会を与えること。

ハ 当該代表者からの求めがあった場合に、毎事業年度の積立金の資産の額その他積立金の運用の実績を当該代表者に開示すること。

二 基金型企業年金にあつては、次に掲げる措置を講ずる方法

イ 基本方針を作成又は変更する際に、規約で定めるところにより加入者に意見の提出の機会を与えること。

ロ 基本方針を作成又は変更する際に、代議員会の議決を経ること。

ハ 代議員からの求めがあった場合に、毎事業年度の積立金の資産の額その他積立金の運用の実績を当該代議員に開示すること。

三 次に掲げる確定給付企業年金以外の確定給付企業年金にあつては、第八十七条の規定に基づき周知される基本方針に関して意見を聴く方法

イ 第二十九条第三号の積立金の運用利回りの実績に基づき令第二十四条第一項第三号の再評価若しくは同条第三項の改定を行う確定給付企業年金（第二十九条第四号又は第五号において同条第三号

の積立金の運用利回りの実績を用いるものを含み、国債、保険業法施行規則第七十五条の二第一項第一号に規定する一般勘定を設ける保険契約に係る資産その他これらに準ずる資産のみで資産を構成し、資産の構成割合をあらかじめ規約で定めるもの及び受託保証型確定給付企業年金を除く。）

ロ リスク分担型企業年金

2 前項第一号の加入者の代表者は、規約で定めるところにより、専門的知識及び経験を有する代理人に同号イ及びロの意見を述べさせることができる。

3 第一項第三号イ又はロに掲げる確定給付企業年金を実施する事業主又は基金は、基本方針の作成又は変更にあたって、第一項第一号イ若しくはロ又は第二号イの意見を十分に考慮しなければならない。

（運用の基本方針の周知）

第八十四条の三 令第四十五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の基本方針の周知は、法第七十三条の業務概況の周知により行うことができるものとする。

第八十七条第一項中「を除く。」を「を除き、第八号に掲げる事項についてはリスク分担型企業年金を実施する事業主等に限る。」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 調整率の推移その他調整率に関する事項

第八十七条に次の一項を加える。

4 リスク分担型企業年金を実施する事業主等は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度一回以上、周知事項を加入者以外の者であつて事業主等が給付の支給に関する義務を負っているものに周知させるものとする。

第八十七条の二第一項第一号イ中「給付に要する費用の額の予想額」を「通常予測給付額」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 積立割合が減少しないよう分割時積立金の額を定める方法（リスク分担型企業年金の場合において、分割により積立割合が減少することが見込まれる場合に限る。）

第八十八条の二第一項第六号中「第八十七条の二第一項第三号」を「第八十七条の二第一項第四号」に改める。

第九十六条の二に次の一項を加える。

2 リスク分担型企業年金の事業主等が法第八十二条の二第一項の規定に基づき積立金を移換する場合で

あつて当該移換により積立割合が減少することが見込まれるときは、前項の規定にかかわらず、令第五十四条の四に規定する厚生労働省令で定める方法は、積立割合が減少しないように同条の当該移換に係る額を定める方法とすることができる。

第九十八条の二中「第八十七条の二第一項第三号」を「第八十七条の二第一項第四号」に改める。

第四百四条の二十一の表以外の部分中「第五十三条」の下に「第一項及び第二項」を加え、「及び第八十条から第八十五条まで」を「、第八十三条、第八十四条並びに第八十五条」に改め、同表第三十二条の二の項中「脱退一時金相当額等の額」を「脱退一時金相当額等の額（リスク分担型企業年金の場合にあつては当該脱退一時金相当額等の額に移換を受けたときの調整率及び一時金の支給の請求をしたときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額）」に改め、同表第五十三条第一項の項中欄中「予想額の現価から、標準掛金額と補足掛金額の合算額の予想額の現価を控除した額」を「通常予測給付額の現価と財政悪化リスク相当額を合算した額から、掛金の額（標準掛金額及び補足掛金額を合算した額又はリスク分担型企業年金掛金額をいう。第三項において同じ。）の現価に相当する額と財政悪化リスク相当額に対応するために追加的に拠出されることとなる掛金の額の予想額（同項において「追加拠出可

能額」という。)の現価に相当する額を合算した額を控除した額」に、同項下欄中「予想額の現価」を「給付に要する費用の額の予想額の現価」に改め、同表第八十三条第一項第二号の項中「第四十五条第三項」を「第四十五条第六項」に改め、同表第八十三条第三項の項中「並びに」を「、」に改め、「受ける基金」の下に「並びにリスク分担型企業年金を実施する事業主等」を加え、同表第八十三条第四項の項中「第四十五条第三項」を「第四十五条第六項」に改める。

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正)

第二条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項の表第百十六条第六号の項の前に次のように加える。

第三十二条の二	脱退一時金相当額等の額	脱退一時金相当額等の額(リスク分担型企業年金(確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令(平成
---------	-------------	--

二十八年厚生労働省令第百七十五号)第一条の規定による改正後の確定給付企業年金法施行規則第一条に規定するリスク分担型企業年金をいう。)の場合にあつては当該脱退一時金相当額等の額に移換を受けたときの調整率(同令第二十五条第四号に規定する調整率をいう。以下この項において同じ。)及び一時金の支給の請求をしたときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額)

(中小企業退職金共済法施行規則の一部改正)

第三条 中小企業退職金共済法施行規則(昭和三十四年労働省令第二十三号)の一部を次のように改正する。
第三十一条第一号口中「費用の」の下に「通常の見積りに基づく」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

(確定給付企業年金法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金を実施する事業主等が平成二十九年十二月三十一日までを計算基準日として行う財政計算については、この省令による改正後の確定給付企業年金法施行規則（次項において「新規則」という。）第四十三条及び第四十六条の二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 前項の規定により従前の例による場合における確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十条第二項の責任準備金の額の算定については、新規則第四十三条及び第四十六条の二の規定に基づく財政計算を行うまでの間は、なお従前の例による。